

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の概要

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、物価変動等を考慮して引き上げを行う等所要の措置を講ずる必要があるため、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部を改正する。

1. 改正内容

（1）報酬及び実費弁償の額の基準の引き上げ

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準について、以下のとおりとする。

○ 選挙運動に従事する者に支給することができる額の基準

＜実費弁償＞

	現行	改正後
宿泊料	1 夜につき 12,000 円 (食事料 2 食分を含む)	<u>1 夜につき 23,000 円</u> (食事料 2 食分を含む)
弁当料	1 食につき 1,000 円 1 日につき 3,000 円	<u>1 食につき 1,500 円</u> <u>1 日につき 4,500 円</u>
茶菓料	1 日につき 500 円	<u>1 日につき 1,000 円</u>

＜報酬＞

	現行	改正後
事 務 員	10,000 円	<u>15,000 円</u>
車上等運動員	15,000 円	<u>20,000 円</u>
手 話 通 訳 者	15,000 円	<u>20,000 円</u>
要 約 筆 記 者	15,000 円	<u>20,000 円</u>

○ 選挙運動のために使用する労務者に支給することができる額の基準

＜実費弁償＞

	現行	改正後
宿泊料	1 夜につき 10,000 円 (食事料を除く)	<u>1 夜につき 20,000 円</u> (食事料を除く)

※ 報酬の額の基準については、改正しない。

（2）その他所要の改正 ※ 実費弁償として航空賃を明記することとした。

2. 今後の予定

公布日 : 令和 7 年 6 月 27 日（金）

施行日 : 公布の日の翌日 ※第 27 回参議院議員通常選挙から適用される

上記の改正に伴い、参議院比例代表選出議員の選挙における報酬及び実費弁償の額について、公職選挙法第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、参議院比例代表選出議員選挙執行規程（昭和 58 年中央選挙管理会告示第 3 号）の一部を改正する。